

利用者のために

I 2008年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2008年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2008年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項及び漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	農林水産省 統計・情報 センター 調査員	
	海面漁業地域調査		
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	調査員	
	内水面漁業地域調査		
流通加工調査	魚市場調査		自計調査 または オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		

4 調査の対象

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）、販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）

5 調査事項

ア 魚市場調査

魚市場の施設及び取扱高等

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場

事業内容、従業者数等

6 調査期日

平成20年11月1日現在で実施した。

7 調査方法

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配付・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

II 利用上の注意

1 報告書の構成

本報告書は、2008年漁業センサスのうち、流通加工業に関する統計を全国、大海区、都道府県、市区町村及び漁業地区に区分して取りまとめたものである。

なお、大海区の配列順序は、北海道太平洋北区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区、北海道日本海北区、日本海北区、日本海西区、東シナ海区、瀬戸内海区及び非沿海の順とした。

2 調査の定義及び約束事項

(1) 魚市場調査

魚市場	過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
過去1年間	平成19年1月1日～平成19年12月31日の期間
売場面積	水揚げまたは搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積をいう。
水産物卸売業者	卸売市場において、出荷者から販売の委託を受け、又は買い受けて卸売りする事業のうち、水産物を取り扱うものをいう。
水産物買受人	水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。
水産物の品質・衛生管理機器	
海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。
砕氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。 なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。
脱臭装置、排ガス処理装置	建物内の空気の清浄を目的とした装置。
水産加工機器	フィレマシーン、包装機などの水産物の1次加工、パック作業等を自動で行うための装置。
その他	上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。

(2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温
---------	---

	で貯蔵した事業所をいう。
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
過去1年間	平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間
事業所の形態	
個人	個人が事業所を営んでいる場合をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社に含む。
漁協、漁連、生産組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び漁業生産組合をいう。
水産加工組合、加工連	水産業協同組合法第2条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
その他の組合	名称中に「組合」または「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
冷蔵能力	常時10℃以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。 収容能力とは、壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高（床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方）を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積をいう。
凍結能力	通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。
従業者	以下の①～④のいずれかに該当する人をいう。 ①個人事業主及び無給の家族従業者 ②常勤の役員 ③雇用者（賃金・給与（現物支給を含む。）を支給されている人） ④出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。
常時従業者	上記の従業者のうち①及び②、並びに③または④のうち、次の⑤～⑦のいずれかに該当する人をいう。 ⑤期間を定めずに従事している人

<p>そ の 他</p>	<p>⑥ 1 か月を超える期間を定めて従事している人 ⑦平成20年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人 常時従業者以外の従業者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人などをいう。</p>
<p>H A C C P 手法</p>	<p>食品製造における原材料から加工、出荷に至るまでの各段階で「安全性に害を与える要因を分析」し「危害発生の防止の上で重要な管理を行うべきポイント」を監視・記録することで、食品の安全性を確保する衛生管理手法のことをいう。</p>

3 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」： 調査は行ったが事実のないもの

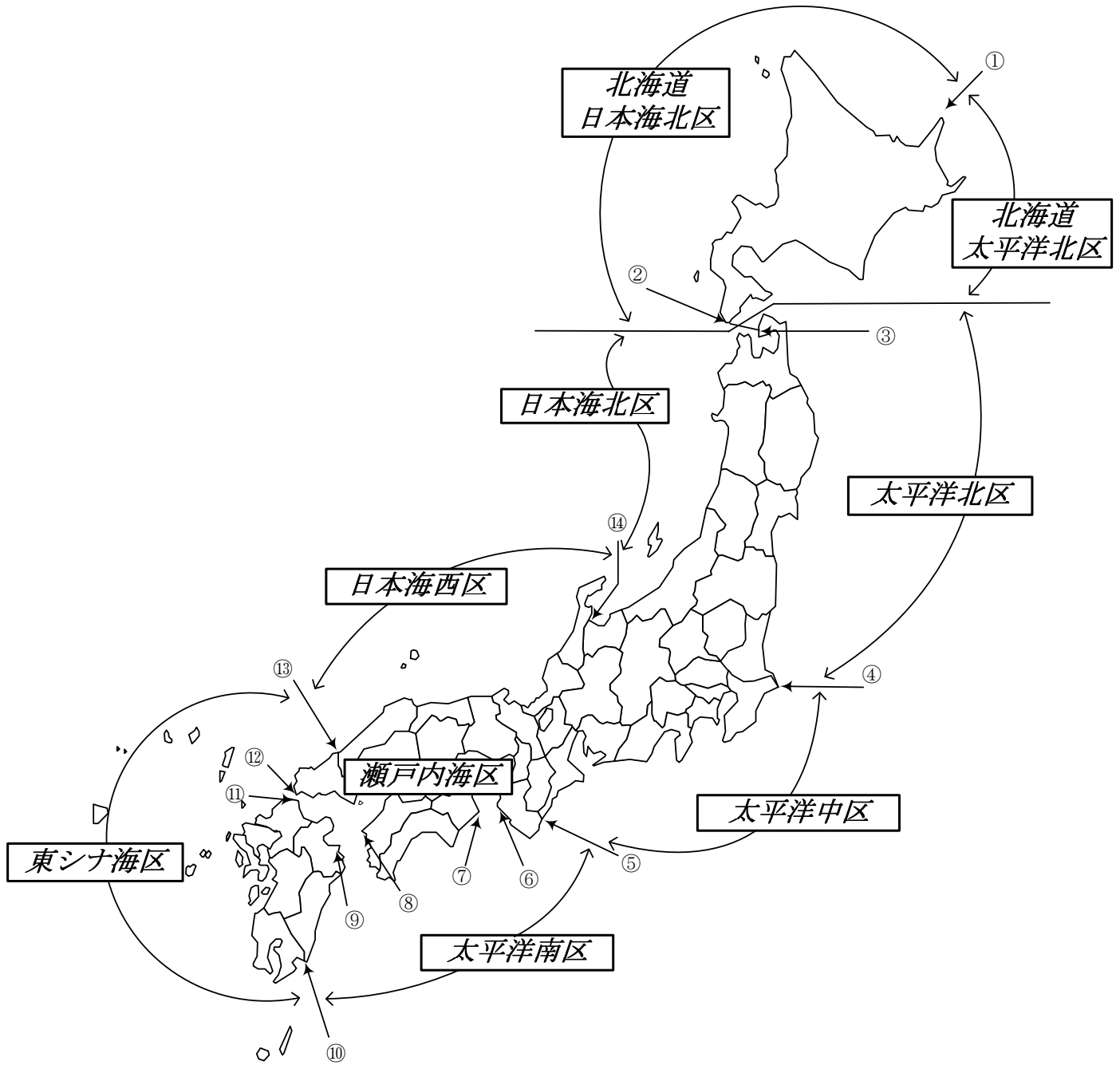
「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

4 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が3未満の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

5 大海区区分図



- ① 網走支庁と根室支庁の境界
- ② 北海道松前郡松前町と福島町の境界
- ③ 青森県下北郡佐井村とむつ市の境界
- ④ 千葉県と茨城県の境界
- ⑤ 和歌山県と三重県の境界
- ⑥ 和歌山県日高郡美浜町と日高町の境界
- ⑦ 徳島県海部郡美波町と阿南市の境界
- ⑧ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と川之石漁業地区の境界
- ⑨ 大分県大分市佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑩ 鹿児島県と宮崎県の境界
- ⑪ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田ノ浦漁業地区の境界
- ⑫ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
- ⑬ 山口県と島根県の境界
- ⑭ 石川県と富山県の境界

Ⅲ 2008年漁業センサス（流通加工調査）の主な改正点

2008年漁業センサス（流通加工調査）の実施に当たっては、水産物流通及び水産物加工の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

1 調査方法の変更

「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）を活用したインターネット申告ができるようにした。

2 調査体系の変更

調査の効率的実施の観点から、水産物卸売業者及び水産物買受人への調査を廃止し、「魚市場調査」に統合した。これに伴い、「水産物流通機関調査」の「水産物卸売業者調査票」及び「水産物買受人調査票」を廃止するとともに、名称を「魚市場調査」に変更した。

3 調査範囲の変更

冷凍・冷蔵、水産加工場調査においては、これらの工場が内陸部に進出している実態に応じて、調査範囲を2003年調査から非沿海市区町村まで拡大したところであるが、魚市場調査においても、国内における魚市場の全体構造を把握するため、非沿海に所在する魚市場を調査対象に加えた。

4 中央卸売市場の調査項目の変更

中央卸売市場については、2003年調査では、一部の調査項目（①水産物の品質・衛生管理施設への投資金額、②魚類の残滓等の廃棄物の再利用の取組など）についてのみ調査を行っていたが、魚市場の全体構造を明らかにするため、中央卸売市場についても地方卸売市場等と同様に、全ての調査項目について調査を行った。

Ⅳ 報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

第2分冊 関東・東海・近畿

第3分冊 中国・四国

第4分冊 九州・沖縄

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

第7巻 内水面漁業に関する統計

第8巻 流通加工業に関する統計

別冊1 2008年漁業センサス総括編

別冊2 THE 2008 FISHERY CENSUS OF JAPAN (英文統計)

V 連絡先

この報告書に関する問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話： 03-3502-8111 内線3660

03-3502-8467 (直通)